

2018年度版

けんぽガイド

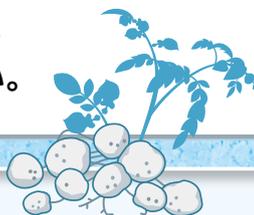
カルビー健康保険組合は、2013年の設立以来、みなさまとご家族の健康維持・増進のため必要な給付・保健事業を実施してまいりました。

6年目を迎える今年度も、カルビーグループみなさまの健やかな生活のために必要な事業を実施してまいります。

2018年度 保健事業のご案内



掘りだそう、豊かな未来。
私も家族も同僚も、互いの健康思いやる。
健康こそ、イキイキ活躍の原動力、
私と **Calbee** の成長をドライブします。
「ライフ」も「ワーク」も、
やめられない、とまらない。



- 心身ともに健康であり
- やる気とチャレンジ精神をもって

いきいきと働ける「人」「環境」づくりの支援
また、それを支える家族の健康維持、増進をサポートします

◆ 総合健診(カルビー版人間ドック)・がん検診

総合健診をはじめ、
健診内容が充実し
ています。

2018年度の総合健診(カルビー版人間ドック、35歳以上の被保険者)、生活習慣病予防健診(被扶養配偶者、40～74歳の被扶養者)を実施します。

今年度の健診委託会社、予約方法に変更はありません。事業所から配布されます『健康診断のご案内』をよくお読みになり受診してください。

※健康診断は年度(4/1～翌年3/31)につき1回、個人負担なし(医療機関オプション項目は除く)で受診できます。被保険者(本人)の健康診断の実施時期等については、勤務先により異なりますので、会社からの案内に従ってください。被扶養者(家族)については、業務委託先の日本予防医学協会より郵送のご案内します。



健診項目一覽

健診項目	カルビー版 人間ドック (総合健診)	生活習慣病 予防健診		定期 健康診断	
	本人	被扶養 配偶者	被扶養者	本人	
	35歳 以上	全年齢	40歳 以上	35歳 未満	
医師診察	●	●	●	●	
身体計測	身長	●	●	●	
	体重	●	●	●	
	肥満度	●	●	●	
	BMI	●	●	●	
	腹囲	●	●	●	
視力検査	●	●	●	●	
血圧測定	●	●	●	●	
尿検査	糖	●	●	●	
	蛋白	●	●	●	
	潜血	●	●	●	
	尿沈渣	●			
	尿比重	●			
	尿 PH	●			
胸部直接 X 線	●	●	●	●	
聴力	●			●	
心電図検査	●	●	●	●	
胃部直接 X 線	◆ (どちらか)	35歳以上 ▲ (どちらか)	▲ (どちらか)		
胃管内視鏡	◆ (どちらか)	35歳以上 ▲ (どちらか)	▲ (どちらか)		
便潜血検査	●	35歳以上 ■	■		
腹部エコー	●				
肺機能検査	●				
眼底検査	●				
眼圧検査	●				
血液検査	AST(GOT)	●	●	●	
	ALT(GPT)	●	●	●	
	γ-GT	●	●	●	
	ALP	●			
血液検査	総コレステロール	●	●	●	
	HDLコレステロール	●	●	●	
	LDLコレステロール	●	●	●	
	中性脂肪	●	●	●	
	クレアチニン	●	●	●	
	e-GFR	●	●	●	
	空腹時血糖	●	●	●	
	尿酸	●	●	●	
	白血球数	●	●	●	
	赤血球数	●	●	●	
	血色素量	●	●	●	
	ヘマトクリット	●	●	●	
	血小板	●	●	●	
	総蛋白	●	●	●	
	アルブミン	●			
	総ビリルビン	●			
	アミラーゼ	●			
尿素窒素	●				
HbA1c	●	●	●		
CRP 定量	●				
MCV	●				
MCH	●				
MCHC	●				
婦人科検査	子宮内診および 子宮細胞診	女性 ●	女性 ■	女性 ■	女性 ●
乳房エコー	女性 ※1 ●	女性 ▲ (どちらか)	女性 ▲ (どちらか)	女性 ▲ (どちらか)	
マンモグラフィ	女性 ※1 ●	女性 ▲ (どちらか)	女性 ▲ (どちらか)	女性 ▲ (どちらか)	
前立腺がん腫瘍マーカー	男性 50歳以上 ●	男性 50歳以上 ■			

●: 必須 ◆: 必須(選択) ▲: 本人の希望により選択 ■: 本人の希望により実施
※1…基本は両項目とも受診(医療機関によってはどちらか一方)

健康診断メニュー

加入者区分	性別	年齢	健診メニュー	実施場所	付加がん検診項目
被保険者(本人)	男性	35歳以上	総合健診 (カルビー版人間ドック)	各医療機関	胃部レントゲンまたは胃部内視鏡、前立腺がん腫瘍マーカー(50歳以上)
			定期健康診断 ※やむを得ない場合	会社または各医療機関	胃部レントゲンまたは胃部内視鏡、大腸がん
		35歳未満	定期健康診断	会社または各医療機関	
	女性	35歳以上	総合健診 (カルビー版人間ドック)	各医療機関	胃部レントゲンまたは胃部内視鏡、乳がん、子宮頸がん
			定期健康診断 ※やむを得ない場合	会社または各医療機関	胃部レントゲンまたは胃部内視鏡、乳がん、子宮頸がん
		35歳未満	定期健康診断	会社または各医療機関	乳がん(希望)、子宮頸がん
被扶養配偶者(夫・妻)	男性	35歳以上	生活習慣病予防健診	各医療機関	●希望により実施 前立腺がん腫瘍マーカー(50歳以上)・胃部レントゲンまたは胃部内視鏡・大腸がん
		35歳未満	生活習慣病予防健診	各医療機関	
	女性	35歳以上	生活習慣病予防健診	各医療機関	●希望により実施 乳がん・子宮頸がん・胃部レントゲンまたは胃部内視鏡・大腸がん
		35歳未満	生活習慣病予防健診	各医療機関	●希望により実施 乳がん・子宮頸がん
被扶養者	男性	40歳以上～74歳	生活習慣病予防健診	各医療機関	●希望により実施 胃部レントゲンまたは胃部内視鏡・大腸がん
	女性	40歳以上～74歳	生活習慣病予防健診	各医療機関	●希望により実施 胃部レントゲンまたは胃部内視鏡・乳がん・子宮頸がん

※やむを得ない場合

- ・病気治療中や経過観察中で医師の管理下にあり、医師が健診不要と判断した場合
- ・居住地、交通機関、言語等の問題で健診機関の受診が非常に困難な方

受診時点で当組合に加入資格がない方は、受診できません。

健診は、健保組合のホームページからでも予約できます。 <http://www.calbeekenpo.or.jp/index.html>

申し込み方法

日本予防医学協会に希望する医療機関を WEB またはハガキで申し込み後、受診者本人が直接医療機関に電話し、日程等を決定してください。

※「健康診断のご案内」裏面に記載の「お申込み方法」をよくご確認ください。

★原則として、指定医療機関リストに記載されている医療機関での受診をお願い致します。

やむを得ず、指定医療機関リスト以外で受けられる場合は、下記の2つの条件が必要となります。総合健診は税込 54,000 円まで、生活習慣病予防健診は税込 32,400 円まで健保が補助致します。これを超える場合は個人負担となりますので、予めご了承ください。

※健保が補助できる2つの条件

①所属の会社で健診費用が精算できる場合。

②各健診の指定項目全ての結果をXMLデータにて健康保険組合に提出できる場合。(データ作成料は補助限度額に含まれます。)

◆ インフルエンザ予防接種の実施

今年度もカルビー健康保険組合加入の被保険者または被扶養配偶者（被保険者に扶養されている妻または夫）を対象として、インフルエンザ予防接種を実施します。接種時期前（10月ごろを予定）に委託業者から案内書と利用券が送付されますので、指定医療機関から選んで受けてください。インフルエンザ感染および、重症化の予防や職場内の感染拡大防止のため、接種をお勧めします。

■ インフルエンザ予防接種

対象者	年齢	受診方法	申し込み方法
被保険者 (本人)	全年齢	【接種方法】 1. 会社での集団接種 2. 会社指定の医療機関での接種 3. 任意の医療機関での接種（注）	希望者は、各会社の案内に従ってください。
被扶養配偶者	全年齢	委託業者からの案内に従って、 指定医療機関から選んで接種してください。	対象の方には、委託業者より、案内状と利用券を郵送します。

※予防接種の後、まれに副反応が起きることがあります。接種にあたっては、自己責任で判断をお願いします。

注) やむを得ず、医療機関リスト以外で接種される場合は、所属の会社で接種費用が精算できる場合のみ、4,500円（税込額）を限度に補助いたします。

注) 今年度の予防接種補助対象者は被保険者と被扶養配偶者（被保険者に扶養されている 妻または夫）です。

◆ 禁煙支援事業の実施継続

今年度から通年事業として「禁煙外来」・「禁煙補助剤」などを利用した禁煙支援事業を企画・実施してまいります。

◆ 不妊治療費補助制度の継続

今年度も継続して補助制度を実施してまいります。詳細はホームページをご覧ください。

◆ 歯科対策事業

被保険者を対象に歯みがきセットの配布を予定しています。

お口の健康は、全身の健康とつながっていますので、歯みがきの習慣化にお役立てください。

◆ ジェネリック医薬品の使用促進

事業所、加入者、健保組合の医療費負担の軽減をはかるため、ジェネリック医薬品の使用促進を実施いたします。

ジェネリック「お願いシール」を添付いたしましたので、ジェネリック医薬品に対するご理解をいただくと共に、保険証などに貼り、ご活用ください。



◆ 健康増進活動推進

メンタルヘルス対策、メタボ予防、健康情報の提供など、各事業所での研修実施・情報発信を実施します。また、被扶養者健康対策など健康維持推進のための活動を実施してまいります。

健保組合 よくある質問

健康保険 とは？

健康保険は、病気やけがといった不測の事態に備えて、被保険者と事業主とで日頃から収入に応じた保険料を出し合い、病気・けが・出産などのときに必要な医療や給付が受けられる公的な医療保険制度です。

誰でも 入れるの？

●被保険者（本人）

カルビーグループで働く皆様が被保険者（もしくは本人）といい、短時間・非常勤労働など、一定の条件を満たさない場合を除き、カルビー健康保険組合に加入することになっています。

●被扶養者（家族）

被保険者に扶養されている家族が加入する場合、一定の条件を満たしていることが必要で、カルビー健康保険組合の審査や認定を受ける手続きが必要です。

被扶養者認定の条件 【主にこれらの条件を満たしている方について、健康保険組合が総合的に判断します】

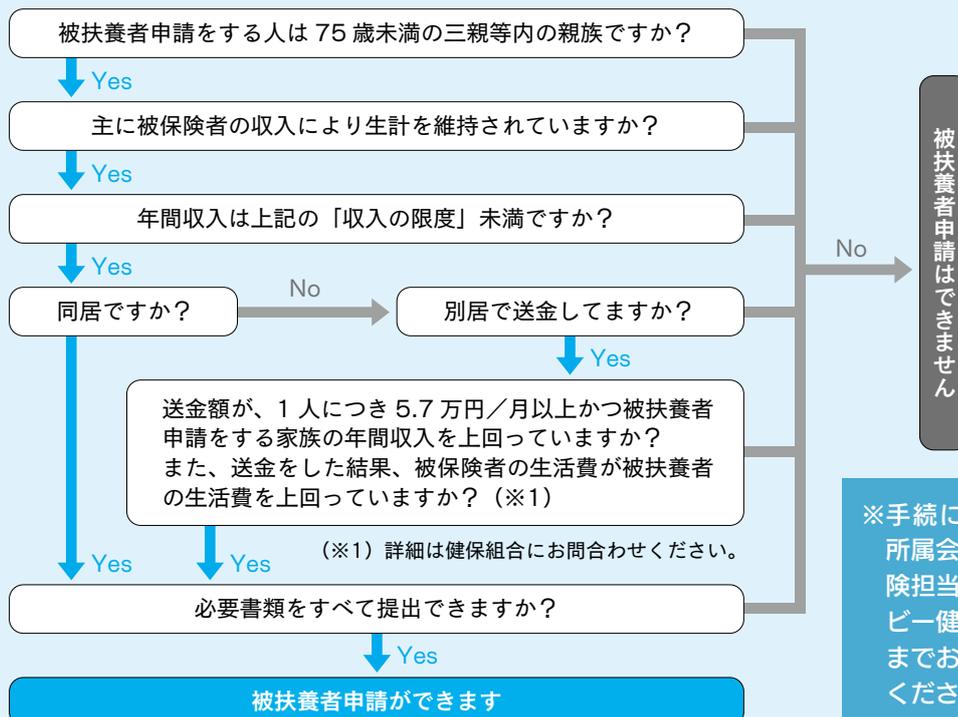
●三親等以内の親族で、同居・別居により異なります

同居でも別居でもよい人：①配偶者 ②子、孫 ③兄弟姉妹 ④父母などの直系尊属
同居が条件の人：①上記以外の三親等内の親族（配偶者の父母や子など）

●収入の限度があります

同居の場合：対象者の年収が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること
別居の場合：対象者の年収が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、かつ、その額が被保険者からの援助額より少ないこと

被扶養者 資格点検 フロー



※手続については、所属会社の社会保険担当またはカルビー健康保険組合までお問い合わせください。

保険証 について

カルビー健康保険組合に加入している証明として保険証が交付されます。

保険証を提示することで、受診（保険指定医）の際の医療費負担が軽くなります。保険証は大切なもので、貸し借りなどは厳禁です。取り扱いには十分注意し、大切に保管してください。

保険証は大切に！



被扶養者でなくなったときは、速やかに届出を（就職、収入増等）

お子様が就職先から新しい保険証を交付されたにも関わらず、被扶養者の削除手続きを失念してしまった、という方が多く見受けられます。被扶養者の異動がありましたら、速やかに各会社へ『被扶養者異動届』の提出をお願いいたします。

退職（資格喪失）したとき

退職等によりカルビー健康保険組合の資格がなくなったときは、当組合の保険証は使用できません！ 保険証は、速やかに会社までご返却ください。

※被扶養者がいる場合は、被扶養者の保険証も合わせてご返却ください。

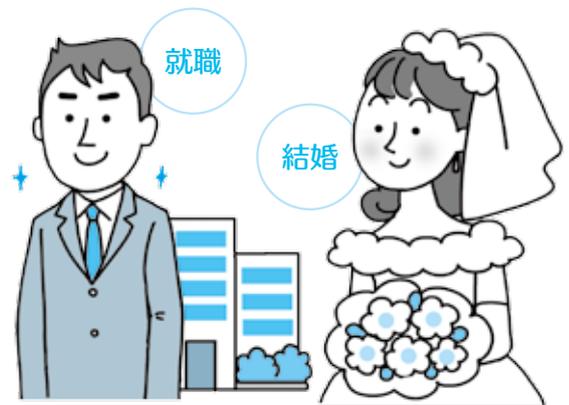
また、高齢受給者証、限度額適用認定証等をお持ちの場合は、保険証と一緒にご返却ください。

※退職日の翌日以降に保険証を使用された場合は、カルビー健康保険組合が負担した医療費を返還していただきます。

被扶養者資格確認調査（検認）を行います

健康保険組合では、保険料負担のない被扶養者の方にも、被保険者の方と同様に健康保険の給付を行っています。そのため、現在被扶養者として認定されている方が引き続き資格があるかどうかを定期的に文書等で確認する作業（検認）が必要です。

健康保険組合の財政健全化のため、調査にご協力をお願いいたします。当組合では、今年度も資格確認調査の実施を予定しています。実施時には、収入を確認できる書類（給与明細のコピー等）の提出をお願いいたしますので、大切に保管をお願いいたします。



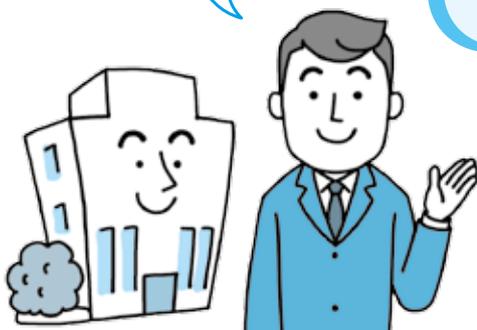
2018年度も前年度と同じ
保険料率にとどめました。

保険料 について

カルビー健康保険組合の収入は、皆様と事業主（会社）で折半負担する保険料が大部分を占めます。保険料は月々、皆様の給与から天引きされています。

■ 保険料負担割合

	一般保険料	介護保険料
被保険者負担率	49.75/1000	7.6/1000
事業主負担率	49.75/1000	7.6/1000
合計	99.5/1000	15.2/1000



保険給付について

カルビー健康保険組合では、病気やけがをしたときに保険給付を行っています。
 医療機関を受診の際、窓口で保険証を提示すると、あらかじめ健康保険組合から給付される分の医療費が差し引かれ、患者負担分の医療費だけを支払うことになります。
 保険給付の種類によっては、ご本人の申請手続きが必要なものもありますので、忘れずに手続きをするようにしてください。

■おもな保険給付

は申請が必要



保険給付を受けられる権利は2年間で時効となりますので、申請が必要な場合はご注意ください

	給付種別	こんなとき	給付概要	手続き	対象者
病気やケガのとき	療養の給付	保険証を提示して治療を受けたとき	<窓口負担割合> 小学校就学前：2割負担 小学校就学後から69歳まで：3割負担 70歳から74歳まで：2割、または3割*負担 (現役並み所得者以外で誕生日が1944年4月1日以前生まれの方は1割負担) *高齢受給者証に記載	不要	本人・家族
	療養費	立替払いをしたとき(治療用装具等)		要	本人・家族
	高額療養費 <70歳以上は下表参照> 合算高額療養費 多数該当高額療養費 限度額適用認定証が便利(※1)	高額な医療費を支払ったとき	自己負担限度額(1ヵ月)を超えた額 ●標準報酬月額所得区分 83万円以上：252,600円+(医療費-842,000円)×1% 53~79万円：167,400円+(医療費-558,000円)×1% 28~50万円：80,100円+(医療費-267,000円)×1% 26万円以下：57,600円 合算)同一月内に、同一世帯で、医療費の負担額が21,000円以上のものが複数あり、合算した金額が自己負担限度額を超えた額 多数)過去12カ月のうち3ヵ月以上高額療養費に該当した場合、4ヵ月目から自己負担限度額が減額	不要(※2) (受診月の3ヵ月後に振込み)	本人・家族
	傷病手当金	療養のために会社を休んだとき	1日につき〔支給開始月の直近12カ月間の標準報酬月額平均額の1/30〕の3分の2	要	本人のみ
出産	出産手当金	出産したとき	1日につき〔支給開始月の直近12カ月間の標準報酬月額平均額の1/30〕の3分の2	要	本人のみ
	出産育児一時金	出産したとき	1児につき420,000円 産科医療補償制度加算対象外出産の場合404,000円 当組合独自の付加給付【1児につき80,000円】	要	本人・家族
死亡	埋葬料(費)	死亡したとき	5万円	要	本人・家族

(※1) 限度額適用認定証について…… 医療費の支払いが高額になる見込みの場合には、「限度額適用認定証申請書」を事前にカルビー健康保険組合まで申請してください。限度額適用認定証を医療機関窓口へ提示することで、高額療養費が支給されたものとして、窓口での負担金額が軽減されます。

(※2) 健保組合に口座登録がない方は、新たに登録が必要です。

■70歳~74歳の方の高額療養費(下表の自己負担限度額を超えた額)

▼受診年月 2018年7月まで

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来・入院(世帯ごと)
現役並み所得者(※3)	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〔多数該当 44,400円〕
一般(※4)	14,000円 年間上限 (<前年8月~7月> 144,000円)	57,600円 〔多数該当 44,400円〕

(※3) 標準報酬月額 28万円以上

(※4) 標準報酬月額 26万円以下

▼受診年月 2018年8月から(予定)

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来・入院(世帯ごと)
標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〔多数該当 140,100円〕	
標準報酬月額 53万円~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〔多数該当 93,000円〕	
標準報酬月額 28万円~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〔多数該当 44,400円〕	
一般(標準報酬月額 26万円以下)	18,000円 年間上限 (<8月~翌年7月> 144,000円)	57,600円 〔多数該当 44,400円〕

2018年の健康保険法改正のポイント

入院時の食事療養標準負担額が引き上げられました

2018年4月から所得区分「一般」の方の負担額が1食につき360円から460円に引き上げられました。

食事療養標準負担額（1食につき）〔2018年4月～〕

区 分		標準負担額
一般		460円*
70歳未満の低所得者 低所得者Ⅱ	90日まで	210円
	91日以降	160円
低所得者Ⅰ		100円

*指定難病患者等は260円 ※低所得者は据え置き

大病院受診時の定額負担の対象病院が拡大されました

紹介状なしに受診した場合等に、選定医療として定額負担（5,000円以上、歯科は3,000円以上）を徴収する大病院の範囲〔特定機能病院と一般病床500床以上の地域医療支援病院（約260病院）〕が、2018年4月から特定機能病院と許可病床400床以上の地域医療支援病院（約410病院）に拡大されました。

医療費控除の添付書類が変更になりました

医療費控除とは、1年間に支払った医療費が基準額を超えると、税務署に確定申告することにより、税金の一部が還付される制度です。2017年分の確定申告から添付書類が変更になり、従来の医療費領収書に代えて「医療費控除に関する明細書」を自身で作成し、添付する方式に改められました（ただし、諸費用の領収書は5年間保管）。

確定申告時、健保組合が発行する「医療費通知」を添付した場合、その医療費通知に記載されている医療費に限り、「医療費控除に関する明細書」の作成を省くことができます。



ホームページをご活用ください!!

カルビー健保 検索

カルビー健康保険組合では、ホームページを開設しています。給付の種類や申請方法を詳しく解説、申請書のダウンロードなどもできます。健保組合からの最新情報もこちらで確認できますので、ぜひご利用ください。

個人情報（健康診断結果データ）の共同利用について

カルビー健康保険組合とカルビーグループ各事業所は、健康診断等の事業を共同して行っております。

被保険者（健康保険加入者）に対して、健診結果に基づく事後指導等を行うことを目的として、個人情報（健康診断結果データ）を共同で利用します。

●共同で利用する個人情報の項目

氏名、生年月日、性別、事業所名、所属、社員番号、健診実施機関名、所見、健診結果

●個人情報の管理について責任を有する者

カルビー健康保険組合常務理事、カルビーグループ各事業所個人情報管理責任者

●利用停止の手続き、お問い合わせ

共同利用の停止を希望される場合およびお問い合わせについては下記健保組合にご連絡ください。

お問い合わせ先

カルビー健康保険組合

〒321-3231 栃木県宇都宮市清原工業団地 23-7

TEL / 028-670-8119 FAX / 028-670-8129

受付時間 / 平日 8:30 ~ 17:00

メールアドレス calbee_kenpo@calbee.co.jp